

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

さいたま市教育委員会教育長

竹居香子

---

さいたま市教育委員会規則第4号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導課</p> <p>管理係</p> <p>学校支援係</p> <p><u>いじめ対策係</u></p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) いじめの重大事態の調査に関すること。</u></p> <p><u>(6) 児童生徒の事故に関すること。</u></p> <p><u>(7) 教職員研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(8) 潤いの時間「人間関係プログラム」及び親子支援プログ</u></p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導課</p> <p>管理係</p> <p>学校支援係</p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 児童生徒の事故に関すること。</p> <p>(6) 教職員研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(7) 潤いの時間「人間関係プログラム」及び親子支援プログ</p>

ラムに関すること。  
(9) 地域に開かれた生徒指導の  
推進に関すること。

[略]

(職員)

第6条 [略]

- 2 事務局に理事、副理事、参事又は副参事を置くことができる。
- 3 部に副理事、次長、参事又は副参事を置くことができる。
- 4 課及び室に、副参事、主席管理主事、主席指導主事、課長補佐、室長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。
- 5 施設又は機関に、副理事、参事、副参事、主席管理主事、主席指導主事、所長補佐、館長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。
- 6～9 [略]

ラムに関すること。  
(8) 地域に開かれた生徒指導の  
推進に関すること。

[略]

(職員)

第6条 [略]

- 2 事務局に理事、副理事、参事、副参事又は総合調整幹を置くことができる。
- 3 部に副理事、次長、参事、副参事、調整幹又は参与を置くことができる。
- 4 課及び室に、副参事、主席管理主事、主席指導主事、課長補佐、室長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、専門幹、参与、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。
- 5 施設又は機関に、副理事、参事、副参事、主席管理主事、主席指導主事、所長補佐、館長補佐、主幹、主任管理主事、主任指導主事、専門幹、参与、主査、管理主事又は指導主事を置くことができる。
- 6～9 [略]

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。